

8 南小宮地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ		エ	オ	カ		キ
計画 地区 の区 分	建築物の用途の制限	建築物の容 積率		建築物 の建蔽 率の最 高限度	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	壁面の位置の制限		垣又は柵 の構造の 制限
		最高 限度	最低 限度			外壁等の 面からの 距離	適用除外の建築物 等	
住宅 地区 A	—	—	—	—	—	—	—	—
住宅 地区 B	次に掲げる建築物以外 の建築物は、建築しては ならない。 1 公営住宅 2 前号の建築物に附属 するもの	—	—	—	—	—	—	—
福祉 施設 地区	次に掲げる建築物以外 の建築物は、建築しては ならない。 1 学童保育に供する施 設 2 建築基準法施行令第 130条の4第2号に 掲げる建築物 3 前2号の建築物に附 属するもの	—	—	—	—	—	—	—
教育 施設 地区	次に掲げる建築物以外 の建築物は、建築しては ならない。 1 小学校及び中学校 2 児童厚生施設 3 学童保育に供する施 設 4 前3号の建築物に附 属するもの	—	—	—	—	—	—	—